

3 共済金の請求手続き

(1) 共済金の請求方法

ア 請求方法(条件)

- (独)日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)の災害共済給付の対象となる傷害(災害)の場合、先にセンターに請求し給付決定を受けることが必要となります。
センターの災害共済給付の対象外の傷害(災害)の場合は、当互助会の給付要件を満たしたならば、所定の書類を添付し請求することとなります。

《センターの災害共済給付と当互助会の共済金》※HPの「共済事業Q&A」より

Q (独)スポーツ振興センター(以下「センター」という。)の医療費給付の支給があれば、互助会の共済金(通院共済金、入院共済金)の支給対象となるのか。(センターの医療費給付の対象となるが、互助会の共済金の支給対象とならないケースもあるのか。)

A 当会の共済金は、基本的にはセンターの医療費給付の決定を前提に支給することとなりますが、センターの医療費給付は、掛った医療費に着目して支給しているのに対し、互助会の共済金(通院共済金、入院共済金)は、通院や入院のために要した費用の軽減を図るために支給していることから、異なる取扱いとなる場合があります。

例えば、3日間の通院で医療費が6千円であった場合、スポーツ振興センターの医療費給付の支給対象となりますが、当会の通院共済金では支給の条件である通院7日以上を満たしていないため、支給の対象とはなりません。

また、要保護児童生徒が傷害により通院・入院しても医療費の自己負担がないことから、スポーツ振興センターの医療費給付の対象とはなりません。当会の共済金は、通院が7日以上又は入院が5日以上であれば共済金の支給対象となります。

- 共済金の請求は、「〇〇共済金請求書(様式 7,8,9,10,11)」により行います。
- 原則として、毎月10日までに請求があったものについて、当月の末日までに支払います。

イ 請求時の添付書類

【センターの災害共済給付対象の場合】

共済金区分	添 付 書 類	
	センターへ提出した書類	センターの支給決定に係る通知
死亡共済金	災害報告書(写) 死亡報告書(写)	死亡見舞金支給決定通知書(写)
障害共済金	災害報告書(写) 障害報告書(写)	障害見舞金支給決定通知書(写)
入院共済金	災害報告書(写)(※1)	医療費支払通知書(写)又は 児童生徒別給付一覧(写) (※2)
通院共済金	医療等の状況等(写)	
供花料	災害報告書(写) 死亡報告書(写)	供花料支給決定通知書(写)

(※)1 「入院共済金」及び「通院共済金」の請求における「災害報告書(写)」の添付は、初回の請求時のみで、継続して請求するときは添付は不要である。

2 「入院共済金」及び「通院共済金」の請求における「センターの支給決定に係る通知」は、「医療費支払通知書」又は「児童生徒別給付一覧」のいずれか一方の写しを添付する。

【センターの災害共済給付対象とならない場合】

共済金区分	添 付 書 類
入院共済金	災害報告書(別紙1)(※1)
通院共済金	医療等の状況が分かる書類(※2)

(※)1 「災害報告書(別紙1)」は、初回の請求時のみ添付することとなり、継続して請求するときは不要である。

2 「医療等の状況が分かる書類」は、任意様式で構わない。通院・入院した医療機関名、通院(入院)日数等を記載したものを添付してください。(参考までに、例示すれば、次のようなものが考えられます。)

(医療等の状況が分かる書類(例))

児童生徒等氏名								
災害発生日	年	月	日	()				
傷病名								
医療機関名 所在地								
入院日数	①	年	月	日から	年	月	日まで	日間
	②	年	月	日から	年	月	日まで	日間
	③	年	月	日から	年	月	日まで	日間
通院日数(各月毎)	①	年	月	日間	④	年	月	日間
	②	年	月	日間	⑤	年	月	日間
	③	年	月	日間	⑥	年	月	日間
特記事項								
上記のとおり確認しています。								
年 月 日								
学校等長氏名 印								

(2)卒業生等に係る共済金の請求等

ア 被共済者でなくなった者の取扱

○「被共済者でなくなった者」とは、次のような事案のときです。

- ・県外の学校へ転校
- ・学校を退学した場合
- ・学校を卒業し、社会人等となった場合 など

○被共済者でなくなる直前に在籍していた学校等が担当することとなります。(共済約款第19条)

イ 卒業(園)し、進学(入学)することで、異なる契約者(学校)に在籍することとなった者の取扱

○この項目に該当するのは、次のような事案のときです。

- ・小学6年生が卒業間近にケガをし、通院を重ね、その通算日数が中学生の時に7日以上となった場合⇒在籍する中学校が共済金請求をすることとなります。

- 当会の共済金を請求する時期の契約者(学校)が担当することとなります。
(共済規程で明文化したものはないが、平成 26 年からこのような取扱いをお願いしているところです。)
- 共済金を請求することとなる方は、傷害時の学校等から必要な情報(災害報告書等の写しなど)を入手し処理をしてください。(傷害時の学校等の担当者の方は、情報提供に御協力願います。)

(3) 共済金の時効及び請求期間

ア 共済金請求権の時効

- 次表の起算日から3年間となります。(共済約款第 20 条)

共済金区分		起算日
死亡共済金		センターの死亡見舞金給付決定日の翌日
障害共済金		センターの障害見舞金給付決定日の翌日
入院共済金	センターの医療給付対象	センターの医療給付対象となる入院日数が通算して 5 日目以降の入院に係る医療給付決定日の翌日
	センターの医療給付の対象外	入院日数が通算して 5 日目となる日の翌日
通院共済金	センターの医療給付の対象	センターの医療給付対象となる通院日数が通算して 7 日目以降の通院に係る医療給付決定日の翌日
	センターの医療給付の対象外	通院日数が通算して 7 日目となる日の翌日
供花料		センターの供花料給付決定日の翌日

イ 共済金の支払い期間

- 入院共済金及び通院共済金は、給付対象となる傷害を被った日から 10 年間となります。(事業方法書第3条)

4 途中加入、途中退会等に係る事務処理

(1) 途中加入等の事務処理

ア 途中加入等の報告

- 次のようなとき、「転入届(様式4)」により、当会へ報告してください。
 - ・転校により転入した場合
 - ・年度途中で入園(学)した場合
 - ・共済制度に新たに加入した場合 など

イ 共済掛金の納入

- 県外の学校からの転入など新たに当会の共済制度に加入することとなる場合、共済掛金の納入が必要です。(県内校からの転入など、転入前に既に共済制度に加入している場合、転入に伴う共済掛金は不要です。)
- 共済掛金を納入する場合、転入日から 1 か月以内に納入することで、転入日からの共済期間となります。

(2)途中転出等の事務処理

ア 途中転出等の報告

- 次のようなとき、「**転出届(様式5)**」により当会へ報告してください。
 - ・転校により転出した場合(県内外に係わらない)
 - ・退学、退園した場合
 - ・共済制度を退会した場合 など

イ 途中転出等に伴う共済掛金の返還

- 転出等により共済制度から退会することに伴い共済掛金の返還があるときは、「**共済掛金返還請求書(様式6)**」により当会に返還請求してください。
- 共済掛金の返還は、未経過期間分に相当する純掛金の額から銀行の振込み手数料の額を除いた額を返還します。

なお、銀行の振込み手数料は次のとおりです。(令和元年6月現在)

区 分		振込手数料
岩手銀行	本店口座への振込み	0円
	支店口座への振込み	108円
岩手銀行以外の他行への振込み		432円

(注)振込金額は3万円未満のものである。

また、共済掛金の純掛金の額は次のとおりです。(令和元年6月現在)

校種等区分	共済掛金額	うち純掛金
保育園、幼稚園等	150円	10円
小学校	200円	60円
中学校	350円	210円
高等学校(全日制)	500円	360円
高等学校(定時制)	250円	110円
高等学校(通信制)	150円	10円
高等専門学校	500円	360円